

「保健所政令市移行に向けて整備する審査基準等の考え方 (素案)」についてのパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 平成28年12月22日(木) ~ 平成29年1月24日(火)

2 意見の件数 9件

3 意見提出者数 5人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	5人	0人

5 内容別の意見件数

分類	項目	件数
1	全体に関する意見	2件
2	審査基準等を設定する意義に関する意見	2件
3	パブリックコメントに関する意見	4件
4	その他の意見	1件
	合計	9件

修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市保健福祉部保健福祉課保健所準備担当
0467-82-1111 (内線 3261-2)
e-mail:hokenfukushi@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■ 1. 全体に関する意見 (2件)

(ご意見1)

審査基準の考え方(素案)読んで

1. 、 、 移行について 2. 法手続について 3. 本市の基本的考え方 4. 基準、 、 、 留意事項。すべて当然のようにも思えますが、踏まえる必要があると思いますが、市がこれまで移行について説明で、利便性や独自性等でなにも書かれておりませんがどうなっているのでしょうか。

(1) 1 . . . 移行について 2 . . . 法について。「 . . . 具体的に定めた基準(以下処分基準)等の整備を進めています」→どう市は(説明を)進めようとしているのか 3 . . . 基本的考え方「 . . . 断続性 . . . 市民生活や事業活動 . . . 影響最小限、 、 、 スムーズな業務移管 . . . みなさんの意見→言葉の羅列のようどうすすめるか説明を移管後市になっての独自性や利便性の説明を 4 . . . 留意事項 . . . 本市に権限移譲される業務 . . . 参考に→上記同様もう少し説明をまた参考資料との関連でも説明を 3 鳥獣の保護 . . . についても市保健所移管とありますが現在市で行っていると思う。この事業をはじめもっとどうなるか説明を その他狂犬病はどうなるのか??

(市の考え方)

保健所政令市移行に伴い、行政の継続性を維持するとともに、市民生活や事業活動への影響を最小限とし、スムーズな業務の移管を目指すため、原則として神奈川県が設定している審査基準、標準処理期間及び処分基準等を参考に設定する方向性で準備を進めております。

また、いただいたご意見にある本市の環境部が所管する一部の審査基準等につきましては、所管課のみを変更するため、現在設定されている基準や標準処理期間を変更するものではありません。

しかしながら、審査基準等は、法令の制定、改正や解釈、運用の変更、社会事情の変化などにより、将来、設定を変更する必要性が生じることも想定されます。

ご意見のような本市の独自性等につきましては、今後、市保健所を運営していく中で各業務の検証を進め、必要に応じて見直しを行うことで審査基準等のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

(ご意見2)

保健所政令市に移行することは、市として発展につながることで良いと思われま

す。但し、一方で縛りもきびしくなることとなり負担がふえることと思われますが対応していくことが必要かと思われます。

市民レベルとしてもその体制に協力することが必要と思われます。

またその審査の基準等をクリアーすることにも全面的に協力する必要があると考えております。

(市の考え方)

保健所の運営に必要な条例等につきましては、原則として現在の神奈川県規制の基準等を参考に制定を進めております。そのために法令又は条例等の定めに従って判断する審査基準や処分基準につきましても原則として神奈川県が設定している基準等を参考に設定作業を進めることとなりますが、市民や事業者の皆さまにとって過度な負担の増加につながらないように配慮してまいります。また、設定した審査基準等を申請する方又は申請をしようとする方が知り得る状態に置くことにより、判断過程の透明性の向上を図ってまいります。

■ 2. 審査基準等を設定する意義に関する意見（2件）

(ご意見3)

茅ヶ崎市において「保健所政令市移行」が何故必要なのか又この「保健所政令市移行」が茅ヶ崎市民の「健康な社会生活」を営み「安全・安心な日常生活」を営むためにどの様に必要なのかを充分考え、検討した上での今回の「保健所政令市移行」を決めたと思いますのでこの「保健所政令市移行」が成功し、「市民生活の向上」につながる様にしていかななくてはならないと思います。

そのためにはこの「審査基準」と「処分基準」は非常に大切だと思います。私はこの「審査基準」と「処分基準」がどの様にして決められたのか判らず又「審査基準」と「処分基準」が正しいのかどうかを判断する事が難しく判断する事が出来ませんが、しかし大切な事は「素案」の行政手続法に「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に申請に対する処分及び不利益処分等を行う際の具体的な判断基準等を予め定めること」とされております。そのためこの行政手続法の「判断基準」に沿って「審査基準」と「処分基準」を定めなくてはならないと思います。

茅ヶ崎は今回初めて「保健所政令市移行」を行い今迄経験した事のない新しい事を行うため今迄県でやっていた情報等を充分検討し又茅ヶ崎市で必要なことは条例で定め茅ヶ崎市民が健康で安心・安全な社会生活を営み市民生活の向上につながる様に「審査基準」と「処分基準」を慎重に定めなくてはならないと思います。

この「審査基準」と「処分基準」を定める時特に市民生活において「安心安全な健康生活」に最も近い「食中毒」と「伝染病」についての「審査基準」と「処分基準」については充分慎重に検討して定めないといけないと思います。

この「審査基準」と「処分基準」は市民の「健康で安心・安全な社会生活」を営み市民生活の向上を図るためには非常に重要だと思います。そして又「基準」の「茅ヶ崎市の基本的考え方」にある「原則として現在の神奈川県規制等を参考に市保健所運営に必要な条例等における規制の基準等定めること。そして市民の意見を参考にして個々条例案を作成し、市議会に提出する。」としている事は良い事だと思います。

私はこの「素案」にある「審査基準」と「処分基準」が正しいかどうか判断は出来ま

せんが今迄県でやっていた事や他府県の参考事例等を充分検討して有意義な市民の健康的な社会生活を営み「安心・安全な日常生活」を送れる様「審査基準」及び「処分基準」を定める事を願います。

(市の考え方)

ご意見のとおり行政手続法は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としており、審査基準、処分基準等を設定することは、申請する方又は申請をしようとする方に対して許認可等の判断過程が明確に分かるようにしておくことにつながるため、大変重要であると認識しております。

(ご意見4)

(1) 保健所政令市移行に向けて整備する審査基準等の考え方(素案)について

1、神奈川県が茅ヶ崎保健福祉事務所等で実施している(地域保健)・・・を引きつぐことにより市24万人の住民において。何が、市、住民において正しく、利用、において有利になるのか。

(1, 2, 3の有利な点を、(素案)の回答に明記してください。(担当、課長、部長名をふくめて。))

(市の考え方)

保健所政令市に移行する意義につきましては、これまで記者発表や市民説明会、市民の集い(市民集会)、広報紙、市ホームページ等を活用し、本市の考え方をご説明してまいりました。

平成26年10月に策定した「茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画」では、保健所政令市に移行する意義として、次の4点を挙げております。

- (1) 保健所と保健センターの一体化による総合的な保健サービスの提供
- (2) 迅速・的確な健康危機管理体制の構築
- (3) 総合的な地域保健・公衆衛生施策の推進
- (4) 自主的・自立的な市政の推進

一点目の意義(メリット)は、本市が保健所を設置する際に、保健所と保健センターの機能を一体化し、同じ庁舎の中で業務を行うことにより、総合的な保健サービスを提供する体制が整備されることです。

具体的な例を挙げますと、保健センターで実施する乳幼児の健康診査などを通じて把握した養育上の課題を抱える家庭をその場ですぐに保健所につなげることが可能になることから、早い段階で専門的な見地からの支援を得られ、より適切なサービス利用につながりやすくなる効果が期待できます。

二点目の意義(メリット)は、迅速・的確な健康危機管理体制の構築が可能となることです。

保健所政令市への移行により、食の安全や感染症などの健康危機等に関する重要な情報が、これまでのように神奈川県を経由することなく、国から直接入手できるものが多くなり、情報の伝達ラインが非常にシンプルになる効果があります。

また、保健所の職員が現場で得た健康危機等に関する情報も、保健所長を通じて市長に直接報告されるようになるため、情報の伝達が速くなり、初動体制の整備と地域のみなさまへの周知に迅速かつ的確に対応することが可能になります。

三点目の意義（メリット）は、総合的な地域保健・公衆衛生施策の推進が可能になることです。

保健所政令市へ移行し、住民に一番身近な基礎自治体である本市が保健所業務を担い、これまで県と市が分担して担ってきた保健サービスを一体的に実施することにより、市民のライフステージに応じた切れ目のないサービスを総合的に提供していくことは、市民の健康づくりを一元的・包括的に推進し、だれもがいつまでも健康で安心して暮らせる地域づくりを進める上で大きな意義を持ちます。

また、本市の総合計画や様々な個別計画との整合を図ることが容易になり、地域保健・公衆衛生に関する施策を総合的に推進することができるようになります。

なお、これまで神奈川県と本市が分担して担ってきた業務のうち、関連性が高い業務につきましては、保健所政令市へ移行する際に一体化することにより、できる限り業務の効率化・合理化を図ってまいります。

一例を挙げますと、動物関係の業務を所管している環境部の一部組織を、市保健所の組織へ移行させ、これまで県と市が分担して担ってきた動物の愛護及び管理に関する法律や狂犬病予防法等にかかる業務を統合する予定です。

このように、効率的かつ効果的なサービス提供体制の整備と、相談窓口の一本化を実現することにより、市民サービスの改善・向上を図ってまいりたいと考えております。

最後に四点目の意義（メリット）は、保健所政令市への移行により、これまで様々な分野で進められてきた県から市への権限移譲の取り組みを大きく前進させ、地域の住民の意思に基づき、地域の実情に応じたより自主的・自立的な自治体経営を行うことが可能となることです。

また、これら4つの意義（メリット）に加え、住民にとって最も身近な基礎自治体である本市が保健所を設置し、日頃から市民のみなさまと顔の見える関係を築いている市職員がその業務を担うことにより、これまで以上に市民の皆さまに近いところできめ細かな業務が行えるようになるため、地域との結びつきもさらに強固となり、現在の体制以上の効果が得られるようになるものと考えております。

■ 3. パブリックコメントに関する意見（4件）

（ご意見5）

当パブコメの説明会は実施しないのですか。当市議会でも当市より実施する回答があったと思います。

（ご意見6）

当パブコメに当たり、その旨も含めよく理解できぬところがあるのでは？

（1）他のパブコメ回答では関連で説明会等した旨の回答がありますが、パブコメ素案の説明会を

(2) 他のパブコメ回答で問「資料を一生けんめい読むのですがなかなか理解できません。説明会あちこちでひらいていただきたいです・・・」に回答なし 回答では「・広域化推進」だけ記入 (3) 問「説明会を開催しわかりやすく・・・」等の回答は「開催は行なっていませんが・・・住民の・・・意見を反映・・・論点が明確になった段階パブコメ実施・今後改訂・・・市民参加手法取り入れ・・・運用」とあります。何を回答しているか分かりません。これではパブコメの必要もなく市民参加にもならないと思う。「情報公開なくして市民参加はないと思う

(市の考え方)

本パブリックコメントの実施にあたり、平成28年11月11日(金)及び13日(日)に「保健所開設に向けて策定する審査基準等説明会」と題する市民説明会を開催し、計13名のご参加をいただきました。限られた回数ではございましたが、開催日時を平日昼間と休日に分散させることにより、市民や事業者の皆さまが参加しやすいように配慮いたしました。

(ご意見7)

当パブコメ資料の概略版(コンパクトなもの)作らないのですか。市から作成する回答があったと聞きます。

- (1) H28.4実施のパブコメも(実施の)途中から作成し配布したと聞きますし、その資料も十分周知されず利用されなかったと思います。
- (2) また他のパブコメ回答で問「概略版・・・作らないの・・・」回答「・・・資料配布場所に・・・概略版を用意し配布・・・」と意味不明回答 十分周知されていないのでは

(市の考え方)

本パブリックコメントは、本市が審査基準等の整備を行う上での基本的な考え方をお示しするとともに整備を予定している個票をまとめた総括表を参考資料として提示したものであるため、概略版の作成は行いませんでした。

(ご意見8)

11月から1月にかけてパブコメ8件年末年始に(パブコメが)集中しこれではパブコメの意味、市民参加の意味がなくなると思う。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆様からご意見をいただく機会を設定し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益なご意見を考慮しながら政策等を決定していく、市民参加の手法の一つです。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、対象とする計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆様のご意見を反映することが可能な段階を見極めたうえでもっと

も適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えております。

そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施してまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

■ 4. その他の意見（1件）

その他1件の意見をいただきました。